

美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例	美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、美浜町における土地の埋立て等について、町、事業主及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、住民の生活環境の保全及び住民生活の安全の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の行為をいう。</p> <p>(2) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項の廃棄物を除く。)をいう。</p> <p>(3) 事業区域 土地の埋立て等を行う区域をいう。</p> <p>(4) 事業主 土地の埋立て等に関する請負契約の発注者又は請負契約によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいう。</p> <p>(5) 土地所有者 事業区域の土地の所有者をいう。</p> <p>(6) 隣接地権者等 事業区域に隣接する土地の所有者又は当該土地に関して用益権(地上権、永小作権、地役権、賃借権又は採石権をいう。以下同じ。)を有する者をいう。</p> <p>(適用事業)</p> <p>第3条 この条例は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上である土地の埋立て等(その区域に隣接又は近接する土地において、当該事業の事業主が、当該事業を施工しようとする日前3年以内に完了させた事業の事業区域の面積又は施工中の事業の事業区域の面積を合算して1,000平方メートル以上になるものを含む。)について適用する。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成22年美浜町条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用外事業)</p> <p>第2条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 地方共同法人日本下水道事業団</p>

<p>(2) 法令の規定による許可等を受けた土地の埋立て等であって、規則で定めるもの</p>	<p>(2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合</p> <p>(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合</p> <p>(4) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(5) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(6) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(7) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>(8) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人</p> <p>(9) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人</p> <p>(10) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し必要な措置を講ずることができるものとして町長が認めるもの</p> <p>2 前項第10号の規定による町長の認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款又は寄附行為</p> <p>(2) 法人登記事項証明書</p> <p>(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表</p> <p>第3条 条例第3条第2号の規則で定める土地の埋立て等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等とする。</p>
--	---

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

(町の責務)

第4条 町は、町内における土地の埋立て等の状況を把握し、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう監視に努めるものとする。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、土地の埋立て等を行うときは、当該事業区域周辺の住民の理解を得るよう努めるとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

第4条 条例第3条第3号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる農地改良に伴い行う土地の埋立て等で次に定める範囲のもの
 - ア 盛土した部分の高さの最大値が1メートル以内
 - イ 切り下げた部分の深さの最大値が60センチメートル以内
 - ウ 掘削した部分の深さの最大値が60センチメートル以内
- (2) 災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (3) 運動場、駐車場、資材置場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行なう土地の埋立て等
- (4) 土地所有者が自ら居住し、又は使用する建築物を建築するために行なう土地の埋立て等
- (5) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令等に基づく許可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業
- (6) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等のたい積
- (7) 土地の造成又はこれに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域内から発生した土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等

2 事業主は、土地の埋立て等に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。

3 事業主は、土地の埋立て等の実施に際し、通行の支障又は近隣の土地利用に支障がないよう配慮しなければならない。

(土地所有者の責務)

第6条 土地所有者は、事業主に土地を提供しようとするときは、当該土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないことを確認しなければならない。

2 土地所有者は、土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないと確認できないときは、事業主に対して土地を提供することのないよう努めなければならない。

3 土地所有者は、事業主が前条第1項に規定する措置を講じないときは、当該事業主に代わりその措置を講じなければならない。

4 前条第3項の規定は、土地所有者について準用する。

(許可の申請)

第7条 事業主は、土地の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 事業主は、前項の許可を受けようとするときは、規則で定める許可申請書を町長に提出しなければならない。

3 事業主は、前項の申請をしようとするときは、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者の土地の埋立て等についての同意書
- (2) 第11条第1項に規定する説明会の結果報告書
- (3) その他規則で定める書類

(許可の申請)

第5条 条例第7条第2項に規定する許可申請書は、土地の埋立て等許可申請書(様式第2)とする。

2 条例第3条に規定する合算して1,000平方メートル以上の事業を申請するときは、既に完了した事業又は現在施工中の事業について併せて記載するものとする。

(添付書類)

第6条 条例第7条第3項第1号の同意書は、土地所有者等の同意書(様式第3)とする。

2 条例第7条第3項第2号の結果報告書は、説明会結果報告書(様式第4)とする。

3 条例第7条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (2) 事業主の住民票の写し(事業主が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (3) 事業区域の土地及び事業区域の土地に隣接した

	<p>土地の登記事項証明書並びに公図の写し</p> <p>(4) 隣接地権者等の承諾書(様式第5)</p> <p>(5) 事業主が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し</p> <p>(6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第6)</p> <p>(7) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第7)</p> <p>(8) 土砂等の発生から処分までの経過を示した図(様式第8)</p> <p>(9) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び測量図</p> <p>(10) 事業区域の計画平面図、計画断面図、雨水排水計画図及び流量計算書</p> <p>(11) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所の位置図、現況平面図及び面積計算書</p> <p>(12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書</p> <p>(13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第9)及び地質分析結果証明書(様式第10。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。)</p> <p>(14) よう壁を設置する場合にあつては、当該よう壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(15) 土地の埋立て等が法令等に基づく許可等を要するものである場合にあつては、当該法令等に基づく許可等を受けたことを証する書類又は許可等の見込みのあることを示す書類</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの</p> <p>4 前項第13号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。</p>
--	---

<p>(許可の基準等)</p> <p>第8条 町長は、前条第1項の許可の申請の内容が、次の各号のいずれにも適合していなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質(土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していること。</p> <p>(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が特定されていること。</p> <p>(3) 土地の埋立て等の施工に関する計画が、規則で</p>	<p>(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壤について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。</p> <p>(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、町長が承認した場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。</p> <p>(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに行うこと。</p> <p>5 第3項第13号に規定する土壤調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が、採石法第33条又は砂利採取法第16条の認可を受けた採取場である場合は、土砂等売渡・譲渡証明書(様式第11)により代えることができる。</p> <p>6 第3項第13号に規定する土壤調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等が、国又は地方公共団体が行う公共事業から発生する土砂等である場合は、省略することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第7条 条例第8条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 条例第8条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の有害物質の汚染状態は、別表第1の左欄に掲げる物質の項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる</p>
--	--

定める基準に適合していること。

(4) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画が、規則で定める基準に適合していること。

- 2 町長は、前条第1項の許可を受けようとする事業主が、別にこの条例に規定する許可を受けている場合で、当該許可に係る土地の埋立て等について、第24条の規定に基づく勧告又は第25条の規定に基づく命令を受けているとき、若しくは必要な措置を完了していないときは、当該許可をしてはならない。
- 3 町長は、前条第1項の許可に、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な限度において、条件を付けることができる。

(変更の許可等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた事業主は、同条第2項に規定する許可申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

環境上の条件に適合するものとする。

- 3 条例第8条第1項第3号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。
- 4 条例第8条第1項第4号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

(許可等の通知)

- 第8条** 町長は、第5条第1項に規定する許可申請書が提出されたときは、内容等を審査し、許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立て等許可書(様式第12)により事業主に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の提出された申請書の内容を審査し、許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立て等不許可通知書(様式第13)により事業主に通知するものとする。

(変更の許可の申請等)

- 第9条** 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書(様式第14)に条例第7条第3項に規定する書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて町長に提出しなければならない。
- 2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
- (1) 事業主の住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称、法人にあつてはその代表者の変更
 - (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)
 - (3) 土地の埋立て等を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
 - (4) 土地の埋立て等の施工に関する事業計画の変更(前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)
 - (5) 施工管理者の変更又はその者の氏名若しくは住所の変更

(変更の許可等の通知)

第10条 町長は、前条第1項に規定する申請書が提出されたときは、内容等を審査し、許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立て等変更許可書(様

<p>2 前条の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>3 第1項又は第7条第1項の許可を受けた事業主は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、変更をした日から14日以内に、町長に届け出なければならない。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第10条 町長は、事業主が、偽りその他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けたと認めるときは、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第11条 事業主は、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等及び当該事業区域の端から300メートル以内の土地に現に居住する住民(次項において「周辺住民」という。)に対し、当該土地の埋立て等の計画について説明会を開催しなければならない。</p> <p>2 事業主は、前項の規定にかかわらず、隣接地権者等の3分の2以上又は周辺住民の各世帯を代表する者の3分の2以上から当該土地の埋立て等に係る説明会の開催の申出があったときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 事業主は、前2項に規定する説明会において取得した個人情報については、美浜町個人情報保護条例(平成18年美浜町条例第32号)の町の実施機関の例により、収集、保有、管理等するものとし、この条例の施行の限度において利用することができる。</p> <p>(書類の閲覧)</p> <p>第12条 町長は、第7条第2項に規定する許可申請書の写しその他規則で定める書類について、周辺住民その他利害関係を有する者から請求があったときは、これを閲覧させることができる。</p>	<p>式第15)により事業主に通知するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の提出された変更許可申請書の内容を審査し、許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立て等変更不許可通知書(様式第16)により事業主に通知するものとする。</p> <p>(軽微な変更の届出)</p> <p>第11条 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等軽微な変更の届出書(様式第17)によるものとする。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第12条 条例第10条の規定による土地の埋立て等の許可の取消しは、土地の埋立て等許可取消書(様式第18)によるものとする。</p> <p>(書類の閲覧)</p> <p>第13条 条例第12条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 条例第7条第3項による添付書類(土地所有者等の同意書、隣接地権者等の承諾書及び説明会結果報告書に添付された議事録のうち個人情報に関する事項を除く。)</p>
---	--

<p>(着手の届出)</p> <p>第 13 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、事業に着手する日の 7 日前までに町長に届け出なければならない。</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第 14 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主は、土地の埋立て等の施工期間中、事業区域内の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。</p> <p>2 第 9 条第 1 項の変更の許可を受けた事業主は、前項に規定する標識の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を変更しなくてはならない。</p> <p>(完了の届出)</p> <p>第 15 条 第 7 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可を受けた事業主(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から 14 日以内に町長に届け出なければならない。</p>	<p>(2) 第 9 条第 1 項の規定による変更許可申請書の写し及び添付書類(土地所有者等の同意書、隣接地権者等の承諾書及び説明会結果報告書に添付された議事録のうち個人情報に関する事項を除く。)</p> <p>(3) 第 11 条の規定による軽微な変更の届出書の写し及び添付書類</p> <p>(4) 第 14 条の規定による土地の埋立て等着手届出書の写し及び添付書類</p> <p>(5) 第 16 条の規定による土地の埋立て等完了届出書の写し及び添付書類</p> <p>(6) 第 17 条の規定による土地の埋立て等廃止・休止届出書の写し及び添付書類</p> <p>(7) 第 18 条の規定による土地の埋立て等再開届出書の写し及び添付書類</p> <p>(8) 第 19 条の規定による土地の埋立て等地位承継届出書の写し及び添付書類</p> <p>(9) 第 21 条第 3 項の規定による報告書の写し及び添付書類</p> <p>(10) 条例第 22 条の規定による報告書の写し及び添付書類</p> <p>(着手の届出)</p> <p>第 14 条 条例第 13 条の規定による届出は、土地の埋立て等着手届出書(様式第 19)によるものとする。</p> <p>(標識の掲示)</p> <p>第 15 条 条例第 14 条第 1 項の規定による標識は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識(様式第 20)とする。</p> <p>(完了の届出)</p> <p>第 16 条 条例第 15 条第 1 項の規定による届出は、土地の埋立て等完了届出書(様式第 21)によるものとする。</p>
--	--

<p>2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該土地の埋立て等が完了したことを遅滞なく確認しなければならない。</p> <p>(廃止又は休止の届出)</p> <p>第 16 条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から 14 日以内に町長に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。</p> <p>(再開の届出)</p> <p>第 17 条 許可を受けた者は、前条第 1 項の休止の届出をした土地の埋立て等を再開するときは、再開する日の 7 日前までに町長に届け出なければならない。</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第 18 条 許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から 14 日以内に町長に届け出なければならない。</p> <p>(施工管理者の設置等)</p> <p>第 19 条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者として施工管理者を設置し、施工上の管理をさせなければならない。</p> <p>(帳簿への記載)</p> <p>第 20 条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他規則で定める事項を帳簿に記載しておかななければならない。</p>	<p>(廃止又は休止の届出)</p> <p>第 17 条 条例第 16 条第 1 項の規定による届出は、土地の埋立て等廃止・休止届出書(様式第 22)によるものとする。</p> <p>(再開の届出)</p> <p>第 18 条 条例第 17 条の規定による届出は、土地の埋立て等再開届出書(様式第 23)によるものとする。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第 19 条 条例第 18 条第 2 項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届出書(様式第 24)によるものとする。</p> <p>(帳簿への記載)</p> <p>第 20 条 条例第 20 条の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳(様式第 25)により、施工期間中毎日行わなければならない。</p> <p>2 条例第 20 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
---	---

<p>(土壤の調査等)</p> <p>第 21 条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から 3 月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壤の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後 1 月以内に、その結果を町長に報告しなければならない。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第 22 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主に対し、土地の埋立て等の進行状況その他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第 23 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、事業区域又は事業主の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分</p>	<p>(1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称</p> <p>(2) 事業区域の所在地及び面積</p> <p>(3) 記録者氏名</p> <p>(4) 搬入時刻</p> <p>(5) 搬入車両登録番号</p> <p>(6) 搬入業者の名称</p> <p>(7) 運転者氏名</p> <p>(8) 数量</p> <p>(9) 土砂等の積込み場所</p> <p>(10) 施工作業の内容</p> <p>(11) その他土地の埋立て等の施工に必要な事項</p> <p>(土壤の調査等)</p> <p>第 21 条 第 6 条第 4 項の規定は、条例第 21 条に規定する土壤の調査について準用する。</p> <p>2 前項の調査は、条例第 21 条の各期間経過後町長の指定する職員の立会いの上、速やかに行わなければならない。</p> <p>3 条例第 21 条の規定による報告は、土壤の調査の試料ごとの土壤調査試料採取報告書に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 土壤の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真</p> <p>(2) 前項の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書</p> <p>(身分証明書の様式)</p> <p>第 22 条 条例第 23 条第 2 項の規定による身分を示す証</p>
---	---

を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第24条 町長は、許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善すべきことを勧告することができる。

- (1) 第8条第1項に規定する許可の基準又は同条第3項に規定する許可の条件に違反して土地の埋立て等を行っているとき。
- (2) 第9条第3項の規定による届出をしないとき。
- (3) 第11条第2項の規定による説明会を開催しないとき。
- (4) 第13条の規定による届出をしないとき。
- (5) 第14条の規定による標識を設置しないとき、又は変更しないとき。
- (6) 第15条第1項の規定による届出をしないとき。
- (7) 第16条第1項の規定による届出をしないとき。
- (8) 第17条の規定による届出をしないとき。
- (9) 第18条第2項の規定による届出をしないとき。
- (10) 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (11) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (12) 第23条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(措置命令)

第25条 町長は、前条第1号に係る同条の勧告に従わない者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うことを命じるとともに、当該土地の埋立て等の中止、土砂等の除去若しくは原状回復を命じ、又は土質の保全若しくは土砂等の崩壊等による災害の発生を防止

明書は、身分証明書(様式第26)によるものとする。

(改善勧告)

第23条 条例第24条の規定による勧告は、改善勧告書(様式第27)によるものとする。

(措置命令)

第24条 条例第25条の規定による措置命令は、措置命令書(様式第28)によるものとする。

のために必要な措置をとることを命じることができる。

2 町長は、第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けずに土地の埋立て等を施工している事業主又は第10条の規定により許可を取り消された者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止、土砂等の除去若しくは原状回復を命じ、又は土質の保全若しくは土砂等の崩壊等による災害の発生防止のため必要な措置をとることを命じることができる。

3 町長は、土砂等の崩壊等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、当該土地の埋立て等の停止その他必要な措置をとることを命じることができる。

(土地所有者への勧告)

第26条 町長は、事業主が前条第1項又は第2項の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとることを勧告することができる。

(土地所有者への命令)

第27条 町長は、土地所有者が前条の規定による勧告に従わないときは、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとることを命じることができる。

(代執行)

第28条 町長は、第25条第1項若しくは第2項又は前条の規定に基づく命令を履行しない者がある場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定に基づき、代執行をすることができる。

(公表)

第29条 町長は、事業主が第25条第1項又は第2項の規定による命令に違反したときは、その氏名、住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及びその事実を公表することができる。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

(土地所有者への改善勧告)

第25条 条例第26条の規定による勧告は、土地所有者への改善勧告書(様式第29)によるものとする。

(土地所有者への措置命令)

第26条 条例第27条の規定による措置命令は、土地所有者への措置命令書(様式第30)によるものとする。

(公表)

第27条 条例第29条の規定による公表は、町役場前掲示場への掲示及び町広報紙への掲載により行うものとする。

第31条 第25条の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第24条第10号の規定に基づく勧告に従わない者は、50万円以下の罰金に処する。

3 第24条第3号、第11号又は第12号の規定に基づく勧告に従わない者は、30万円以下の罰金に処する。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

第33条 第24条第2号又は第4号から第9号までのいずれかの規定に基づく勧告に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等については、この条例の規定は適用しない。

3 この条例の施行の際、土を採取する事業を現に着手している場合において、当該事業の施工に伴い行われる土地の埋立て等については、この条例の規定は適用しない。

4 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等の事業主は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から30日以内に当該土地の埋立て等の事業区域ごとに、規則で定める届出書を町長に届け出なければならない。

5 前項に規定する届出書に変更があるときは、変更をした日から14日以内に、規則で定める届出書を町長に届け出なければならない。

6 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等について、当該土地の埋立て等の区域が第4項の届出の内容と合算して1,000平方メートル以上に拡大されたときは、施行日以後に拡大された事業区域については、第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。

(経過措置による届出書)

第28条 条例附則第4項の届出書は、施工事業届出書(様式第31)とする。

2 条例附則第5項の届出書は、施工事業変更届出書(様式第32)とする。

(書類の提出部数)

第29条 条例及びこの規則により町長に提出する書類の提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第5条第1項の規定による土地の埋立て等許可申請書及び添付書類 正本1部及び副本3部
- (2) 第9条第1項の規定による土地の埋立て等変更許可申請書及び添付書類 正本1部及び副本3部
- (3) その他の報告書及び届出書 1部

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。